

京都府公安委員会告示 第 137 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について
公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のと
おり告示する。

令和 7 年 9 月 2 日

京都府公安委員会

委員長 在田 正秀

- 1 聴聞の期日 令和 7 年 9 月 10 日
- 2 聴聞の場所 京都府宮津市字鶴賀2151
京都府宮津警察署 講堂